

『名古屋市中村区における路上生活者を対象とする越冬活動 活動見学を通して』

(1) 冬を乗り越えるため

去年 2014 年 12 月 29・30 日、名古屋にて路上生活者に対する越冬活動を見学する機会を得た。越冬活動とは、路上生活者が無事に冬を越せるよう支援する活動である。見学のみであったが各セクターの活動の様子を詳細に観察することができた。名古屋市中村区役所（以下、区役所）では、年末年始に臨時相談を設ける等の対策を講じている一方で、非営利団体・ボランティアの人々の役割は大きく、地方自治体の役割を考えさせる出来事であったため、主題として本稿で扱いたい。ここで活動する非営利団体は、NPO 法人ささしまサポートセンター（笹島診療所）である。本稿では、活動見学を通して路上生活者に対して行うべき地方自治体の役割、自治体の対応とはどういったものであるべきか。また地方自治体の対応の限界はどういった点にあるかを論じること試みる。

(2) 地方自治体の取り組み 名古屋市中村区役所の事例

区役所のロビーに年末年始の臨時相談所が設けられた。利用時間は午前 8 時半から午後 2 時で、利用開始時刻になっても一斉に路上生活者が来るといった様子はなく時間を空けて一人、また一人と来る程度であった。数年前には、大勢の路上生活者が訪れたこともあったとの話を伺った。区役所が用意する無料宿泊所（旧船見寮）に向かうため、区役所の前に大型バスが用意されていたが、定員 45 名程度の大型バスに数人が乗っただけで、無料宿泊所に向かったのである。ある程度、区役所は臨時相談所を訪ねる路上生活者の人数を予測して大型バスを用意しているのかと筆者は考えていたが、予測人数を把握し間違えたのか、あるいは予測人数を把握しようとしなかったのか、人数の予測が困難であったのか。自治体に対する疑念を抱かずにはいられなかった。

原因は、路上生活者が以前とは異なり橋の下や公園といった路上生活者が生活する定番の場所に居住地をつくるのではなく、ほかの場所で居住地をつくるため目視での確認が困難になったのではないかと考える。というのも、路上生活者がつくった居住地を自治体は強制撤去を行っていたからである。背景として、2005 年愛知県で愛・地球博開催も相俟って退去を要求された。自治体の対応が路上生活者を拡散させる原因だったともいえる。

臨時相談所を設けるうえで、もちろん区役所の職員がその対応を行うが、彼らには年末年始ということで臨時収入が用意されていると耳にした。臨時相談所に訪れる人数に対して、時間を持って余し、外で暖をとりながら同僚と談笑する職員の姿がまた自治体に対する疑念を強めた。

(3) ボランティアと非営利団体による活動内容

ボランティアの活動は、炊き出し・食料配布を主とする越冬活動であった。炊き出し・食料配布は、名古屋市鶴舞駅近くの高架下で行われた。鶴舞駅周辺は決して人気がなく閑散とした地域というわけではなく、人気が多く土日になれば人が混雑する大須商店街が近隣にあり老若男女を問わず、その商店街を利用する。人々が楽しく賑わう場所で、衣食住を得るのが非常に困難な人々が食料を配布されているのである。それは、路上生活者の存在を多くの市民に周知させたいとい

うボランティアの意図とも捉えることができる。

炊き出し・食料配布が開始される夕方ごろ、鶴舞駅近くの教会の人々が中心に行っていた。普段ミサに通う子どもだろうか小学生くらいの子どものも多くボランティアに参加していた。炊き出しには大量のおにぎりや味噌汁、食料配布の際には災害時・非常時の食料が配布されアルミの保温シートも含まれていた。筆者も同じおにぎりや味噌汁をいただいたが、とても美味しく感じたのは、あの寒さのもと食べたからではないかと考えたら、路上生活者に対する支援の在り方を考えざるを得なかった。

非営利団体の活動では、NPO 法人ささしまサポートセンター笹島診療所（以下、笹島診療所）が主体となり越冬活動が行われた。名古屋市中村区を拠点とし、普段の支援活動は路上生活者や日雇労働者を対象に医療面・福祉面での支援を行い、具体的には生活・医療相談、同行支援、居宅生活支援等を行う団体である。

路上生活者を対象に配布するチラシには「第40回越冬実行委員会生活健康班／笹島診療所」と書かれていた。見学した年には40回目の活動であり、名古屋市における越冬活動が長い年月行われていたことが確認できる。かつ、路上生活者が未だ解決の糸口を見出せない長年の問題であるとも換言できる。チラシの記載内容はつぎの通りであった。①中村区役所にて行われる年末年始の臨時相談所の案内、②無料宿泊所（旧船見寮）の案内、③生活保護・生活保護申請に関する案内、④各施設の電話番号（名古屋市内・愛知県内福祉事務所、ささしまサポートセンター等）、⑤名古屋市で行うことができる対応（生活保護利用か自立支援センター）⑥炊き出し・食料配布場所の案内

印象的であったのは、チラシの漢字には全てふりがなが付けられ、文字も大きく漢字で記載してもいいだろうと思われる部分もひらがなに直されていたことであった。またチラシだけでは不十分と積極的に路上生活者に対し、これからのことを（生活保護を利用するか、自立支援センターを使用するか）声を掛けていた。ボランティアと非営利団体が、積極的に働き掛けを行う反面、地方自治体は制度上、当事者の申請があつてはじめて対応することができるため受け身にならざるを得ない。ここに、地方自治体の対応の限界が読み取れる。路上生活者を取り巻くボランティア・非営利団体と地方自治体というアクターは対極の姿勢であることもまた確認できる。

(4)求められる地方自治体の取り組みとは

さきに述べたように、路上生活者を取り巻くボランティア・非営利団体と地方自治体というアクターは対極の姿勢である。筆者が見学した限りにおいて、ボランティア・非営利団体の役割が大きいことを認識する。ただ単に路上生活者に対する地方自治体の役割は非常に小さいと主張するにとどめるつもりはない。地方自治体の窓口は生活保護等の唯一の窓口であり、単なる受け身におさまることなく、受け口の拡大を検討しなければならない。具体的にいえば2で取り挙げた年末年始の臨時相談所は2014年時点で、事前予約なしで利用することが可能であったが、今年（2015年）には事前予約が必要となったのである。非営利団体の声掛けを交えた、この臨時相談所は通常の窓口よりも受け口の拡大がされたものであったのに縮小するのである。受け身にならざるを得ない制度上の制約を抱える地方自治体は、受け口の拡大のために臨時相談所の事前予約をなくすほかはない。